

地下水汚染の効果的な未然防止のための検討項目について（たたき台）

有害物質による地下水汚染を効果的に未然防止するため、現行制度に基づく規制に加え、以下のような措置を検討する必要があるのではないか。

1. 地下水汚染の効果的な未然防止のための措置

(1) 施設設置場所等の構造に関する措置

- 有害物質を取り扱う施設設置場所の床面、周囲等における地下浸透防止
- 有害物質を取り扱う施設の配管等における漏洩防止
- 有害物質を含む汚水等を排水するための排水溝・排水管における地下浸透防止 等

(2) 点検・管理に関する措置

- 作業・運転の適正化
- 定期点検の実施、管理の強化
- 異常時の措置 等

2. 対象施設等

- 有害物質使用特定施設（既存の水濁法規制対象施設）
- 有害物質使用特定施設以外の有害物質取り扱い施設等（貯蔵設備・貯蔵場所、作業場所等）